

掲示第14号

指定保税地域の追加指定及び一部取消しに関する公聴会の開催について

舞鶴港指定保税地域の追加指定及び一部取消しについて、関税法第37条第3項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催するので、同法施行令第31条第1項の規定により公告する。

令和元年5月22日

大阪税関長 高木 隆

記

1. 事案

(1) 指定保税地域の追加指定

建設物

【舞鶴国際ふ頭】

名称：コンテナフレートステーション2

所在地：京都府舞鶴市字下安久 舞鶴国際ふ頭内

構造：鉄骨造平屋建

面積：2,030.00平方メートル

(2) 指定保税地域の一部取消し

建設物

【第2ふ頭】

名称：京都府甲種上屋

所在地：京都府舞鶴市字松陰

構造：鉄骨造平屋建

面積：1,200.00平方メートル

2. 公聴会の日時

令和元年6月5日（水） 10時から11時まで

3. 公聴会の場所

舞鶴税関支署会議室（京都府舞鶴市松陰）